

## 法人保険契約の解除・免責に関する一考察

関西大学准教授

原 弘明

### 1. 問題意識

本研究では、主として2つのテーマを取り扱う。従来から議論の蓄積がある法人保険契約の保険者免責と、保険法制定に伴い重大事由解除の包括条項に含まれる、保険契約の累積を根拠とした保険者による契約解除のうち、法人契約にかかるものである。

法人保険契約の取扱いの困難さは、法人の形態や、株式会社であれば支配株主と役員の一性など閉鎖性の強弱、名目的取締役や権限の大きい従業員の存在、同族会社の場合の親族関係など、複雑な事情に起因する。このことは、生命保険の保険者免責にかかる後掲最判平成14年10月3日でもよく認識されてきた。以下、各テーマの従来の議論、そして本報告における研究アプローチについて簡単に述べる。

### 2. 保険者免責について

法人が契約者となる保険契約における保険者免責については、最判平成14年10月3日や当該判決の調査官解説<sup>1</sup>の検討を中心に、種々の議論が積み重なっていることは周知の通りである。緻密な理論的根拠の検討<sup>2</sup>や、日本法における上記最判を含めた裁判例の検討<sup>3</sup>、外国法のサーベイを交えた検討<sup>4</sup>などがその具体例である。

もっとも、生命保険・損害保険の別はもちろん、個々の裁判例の具体的事案はかなり異なっているし、一口に法人といってもその内容自体かなりのバラツキがある。仮に個人契約における免責の議論を法人に応用できるとした場合、具体的にいかなる要素に着眼するかが

---

<sup>1</sup> 高部真規子「判解」最高裁判例解説民事篇平成14年度775頁。

<sup>2</sup> 榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」江頭還暦『企業法の理論(下巻)』(商事法務、2007年)309頁。

<sup>3</sup> 最近では、山下典孝「生命保険契約における法人による保険事故招致免責に関する若干の考察」生保141号(2002年)141頁、岡田豊基「生命保険契約における法人による被保険者故殺免責」生保157号(2006年)109頁、河森計二「法人の機関による保険事故招致について」保険学雑誌603号(2008年)29頁、竹瀆修「損害保険契約における経済的被保険者」森本還暦『企業法の課題と展望』(商事法務、2009年)449頁など。

<sup>4</sup> 竹瀆修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(一)(二・完)」立命170号(1984年)43頁・171号(1984年)49頁、松田真治「法人契約における保険事故招致免責」生保189号(2014年)127頁など。

鍵であるが、法人において着目すべき具体的主体の特定は必ずしも容易ではない。上記調査官解説や評釈、論文でも様々な要素が示されているが、ここでは今一度その要素について検討してみたい。その際には、最判平成14年以外にどのようなモデルが考えられるか、保険契約者・被保険者・保険金受取人の関係性について具体的状況を想定し、その場合に重視・考慮されるべき要素がどのように異なるかについて、冒頭の問題意識に示した視点も交えつつ理論的整序を行う。その上で、下級審を含めた過去の事案の一般論・あてはめ(および学説によるそれらの評価)の確認を通じて、前記理論的整序の妥当性を検証する。

### 3. 重複契約による保険契約解除について

保険法では、従来の特別解約権に関する議論・実務を踏まえ、重大事由による解除の規定が整備された(保険法30条・57条・86条)。起草過程においては著しい重複契約が重大事由として例示される可能性もあったものの、最終的には包括条項である3号に含まれる形で規定されることとなった。

著しい重複契約による重大事由解除の場合、その重複の度合いをどのように判断するかが大きな問題となる。論者によっては、自営業者などについて入院日額5万円程度といった目安が示されている一方で<sup>5</sup>、ごく短期間に保険契約が著しく重複したというだけでは保険契約者との信頼関係を破壊し保険契約の存続を困難とするとはいえないとするものもある<sup>6</sup>。

従来の当該議論は、必ずしも個人・法人契約を十分に区別せずに行われてきたきらいがある。報告者は、法人生命保険契約の重複加入による重大事由解除にかかる裁判例を評釈する機会があり<sup>7</sup>、従来に比して緻密な類型化・考慮要素の取捨選択が必要ではないかと考えるに至った。

本報告では、被保険者の個人的な事業外収入や職務外の生活状況などを、重複契約に際して考慮することには慎重であるべきである、という仮説を前提として、関連裁判例本体と評釈の分析を行うこととする。その際には冒頭で示した視点も交えつつ、個人契約との比較を主として行うこととする。

---

<sup>5</sup> 嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権」石川正古稀記念『経済社会と法の役割』(商事法務、2013年)835頁、同「保険法立法時の想定と異なる実務の現状と今後の課題」保険学雑誌638号(2017年)87頁、94頁以下。

<sup>6</sup> 山下友信=米山高生編『保険法解説』(有斐閣、2010年)577頁〔甘利公人〕。

<sup>7</sup> 原弘明「判批(大阪地判平成29年9月13日)」事例研レポ317号(2018年)10頁。同裁判例の評釈として、芦原一郎・事例研レポ320号(2019年)1頁。同裁判例を引きつつ検討の必要性を指摘するものとして、例えば、甘利公人「保険法の重大事由解除と信頼関係破壊法理」勝野義孝古稀『共済と保険の現在と未来』(文真堂、2019年)44頁、64頁。